

インフルエンザに備えましょう！

毎年、冬に流行する季節性インフルエンザの効果的な予防対策は「ワクチン接種」です。100%完全に感染を防ぐことはできませんが、症状を軽くし重症化を防ぐ効果が期待できます。インフルエンザワクチンの効果は接種後約5か月続くとされています。ワクチン接種は自分で確実にできる予防対策です。静岡県ではインフルエンザの流行期に入り、今後さらに流行が拡大することも考えられますので、インフルエンザ予防接種をして重症化に備えましょう。

発症から48時間以内が目安

インフルエンザには、治療薬として抗インフルエンザウイルス薬があります。この薬を使用する際に注意すべきはタイミングで、発症から48時間以内に使用することで効果を発揮し発熱などの症状を早めに回復することが分かっています。そのため発症してから48時間以内に医療機関に受診することが重要です。

健保組合では10月から翌年3月までにインフルエンザ予防接種を受けた被保険者及び被扶養者を対象に一人につき千円の補助を行っています。詳しくは当健保組合のホームページをご覧下さい。

被扶養者資格の再確認を実施しています。

この調査は被扶養者の適正な認定を行うことにより、健保組合の財政に大きな影響を与える医療費や高齢者医療制度への納付金・支援金の算出の基礎となる数値の適正化を図るための重要な調査です。締切日は11月20日（水）となっていますので、未提出の場合は大至急、提出をお願いします。

(調査表の提出について)

- ① 「健康保険 被保険者 被扶養者 調査表」を記入して下さい。
 - ② 調査表の「収入の有無」欄は該当する方に○印を付して下さい。
 - ③ 収入有の場合は「被扶養者収入申告書」を記入し、収入額が確認できる書類の写しを添付して下さい。
 - ④ 調査表の「職業 学校・学年」の欄は現在勤めている場合は「職業」を、無職の場合は「無職」、学生の場合は「学校名・学年」を記入して下さい。
 - ⑤ 「年間収入」欄は年金を含めた年間の収入額を記入して下さい。
 - ⑥ 学生の方は、学生証又は在学証明書の写しを添付して下さい。
 - ⑦ 同一世帯であることが認定条件である場合は、住民票（謄本）の写しを添付して下さい。
- ※ 一時的な収入増加により被扶養者の収入要件（60歳未満・年収130万円未満、60歳以上・年収180万円未満）である年間収入限度額を超える場合は、所定の証明書に被扶養者を雇う事業主から証明を取得し、調査表に添付して提出して下さい。（証明書は当健保組合にありますのでご連絡下さい。）

- ⑨ 現行の健康保険証は2024年12月2日で廃止され、マイナ保険証に一本化されます。新規交付、再発行はできません。

マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録が完了したマイナンバーカードのことをいいます。令和6年12月2日時点で発行済みの健康保険証は改正法の経過措置として1年間（令和7年12月1日まで）は使用可能ですが、経過措置期間中に有効期限が到来した場合や登録内容に変更があった場合、資格喪失した場合は使用できません。

マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されていない方はお早めに取得・登録をお願いいたします。



1. 「資格情報通知書（資格情報のおしらせ）」について

保険医療機関等が診療報酬の請求の際、個人を特定するために用いる情報のことをいいます。具体的には保険者名、保険者番号、被保険者記号・番号・枝番のことをいいます。

2. 「資格確認書」について

マイナンバーカードを紛失したなど、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることが出来ない状況にある方について、医療機関等へ提示することで保険診療を受けられるようになります。